

質 疑 応 答 書

業務名 消防ヘリコプターの売払い 一式

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書 1	消費税の仕入税額控除等の 手続対応のため、適格請 求書発行事業者登録番号 (インボイス番号)をご教 示いただけますと幸いです。	広島市の登録番号は、「 <u>工 9000020341002</u> 」です。
2	入札説明書 14 (5)	開札日を落札決定日と仮 定した場合、契約書作成ま でに5日間しかなく、その うち13日及び14日は土日 に該当しております。実務 上、どのような契約締結プ ロセスを想定されている のかご教示いただけます と幸いです。	<p>広島市契約規則第26条※の 規定のとおり契約を締結 します。</p> <p>仮に6月11日の開札日に 落札決定日とした場合は、 6月16日までに契約を締結 することとなります。</p> <p>なお、開札の結果により、 まずは落札候補者として 取り扱われ、審査の後、落 札者として決定されます。 なお、審査には内部の手続 きに時間を要する場合も あるため、落札候補者には 別途ご案内をいたします。</p> <p>※契約の相手方を決定したときは、 当該決定の日から5日を経過する 日(その日が、広島市の休日を定め る条例(平成3年広島市条例第49 号)第1条第1項各号に掲げる日に 当たるときは、その日後において、 その日に最も近い同項各号に掲げ る日でない日)までに契約書を作成 するものとする。</p>

3	入札説明書 14 (4)	<p>また、5日以内に契約書の取り交わしができなかつた場合には、落札資格の取消し及び広島市競争入札参加資格の取消しが行われる旨の記載がありますが、5日経過後直ちに当該措置が実施される運用を予定されているのかご教示いただけますと幸いです。</p> <p>契約保証金の納付方法をご教示いただけますと幸いです。開札日を落札決定日と仮定した場合、契約の締結までの納付は実務上難しいと思われます。</p> <p>契約保証金の免除事由につきまして、広島市契約規則第31条第3号を適用対象外とされている理由をご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>納付方法については、本市が作成した納付書による納付となります。落札候補者として決定した日から5日以内に契約保証金を納付いただき、納付領収書の提出（写し、データ送付可）をもって契約締結となります。よって、落札候補者となった場合に契約保証金の納付等が速やかに行えるよう、貴社内での事前準備をお願いします。</p> <p>3号の適用については、各事案に応じて個別具体的に定めています。本件については、業務の特殊性や価格規模等を考慮し、適応しないこととしています。</p>
---	-----------------	--	--

4	仕様書 5	<p>広島市契約規則第31条第5号につきまして、契約保証金の支払を行わず、売買代金を即納させて頂くことは可能かどうかご教示いただけますと幸いです。</p> <p>売払物件の引き取りに関する計画書について、決まった様式の有無について、ご教示いただきますと幸いです。</p> <p>移転登録又は抹消登録完了の証明書は、航空機抹消打電の控えを提出する予定ですが、売払い条件を満たす取扱いとなるかどうか、ご教示いただきますと幸いです。</p> <p>識別板は郵送にて返却させて頂く予定ですが、売払い条件を満たす取扱いとなるかどうか、ご教示いただきますと幸いです。</p> <p>航空機表記の広島市所属名等除去後の写真等の提出につきまして、黒塗り又はガムテープ等により機体表示を判読不能とする措置により、「適切な措置」を講じたものとして取り扱われるか、ご教示頂けますと幸いです。</p>	<p>売買代金を即納した場合、契約保証金は免除となり支払いの必要はありません。</p> <p>決まった様式はありません。</p> <p>問題ありません。</p> <p>問題ありません。</p> <p>ガムテープ等の処置は、陸送時の一時的な措置となりますので、再塗装等施した写真等の提出が必要となります。</p>
---	-------	--	---

5	仕様書 5 仕様書 6	必要な資料等は売払い後（搬出後）に提出が必要な書類との認識でよいでしょうか。あくまで最終的に提出が必要な書類で、引渡しに必要な書類ではないとの認識でいいでしょうか。	計画書については、契約締結後速やかに提出してください。その他の提出書類等にあつては、所有権移転後、提出可能となった時点で速やかに提出してください。
6	広島市売払 契約約款全 般	航空機の移転登録手続、及び海外での登録では、譲渡証の提出が必要となります。落札者の希望の書式にて貴市名義による譲渡証をご発行いただけるか、ご教示いただけますと幸いです。	落札者と協議の上、発行等を検討させていただきます。
7	広島市売払 契約約款 12 条但書	契約解除に関する「軽微性」の判断につきましては、一般的には、当該義務が契約目的達成にとって本質的なものか、付随的義務にとどまるか、不履行により生じる影響又は損害の程度等を総合考慮して判断されるものと理解しております。 本件においても、同様の観点から判断される理解でよいか、ご教示いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。

8	広島市売払 契約約款 10 条但書	<p>買受人が物件を引き取る前に、売払人及び買受人双方の責に帰することができない事由により物件が滅失又は毀損した場合には、売払人がその損害を負担する旨規定されております。</p> <p>これは、例えば、機体搬出完了前に、第三者による放火、地震その他不可抗力により機体が滅失又は毀損した場合には、貴市において当該危険をご負担いただく趣旨との理解でよいか、ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>買受人が物件の引き取りを行う日において、作業開始前までに、天災や第三者による不可避の行為その他売払人及び買受人のいずれの責にも帰することができない事由により、物件が滅失又は毀損した場合は、売払人がその損害を負担するものです。</p>
9	入札公告 1 (3)	<p>引取期間につきまして、8月 28 日までと記載されております。</p> <p>これは、落札後、当該期間内においては、貴市格納庫内にて機体を保管いただける趣旨との理解でよいか、ご教示いただけますと幸いです。</p> <p>また、当該期間中に保管料、駐機料その他費用が発生する予定がある場合には、併せてご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>前段については、お見込みのとおりです。</p> <p>後段については、保管料等は発生しません。</p>

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。